

# ヤングケアラー支援に向けたアンケート調査報告書

---

生活保護ケースワーカー

令和4年7月

愛媛県保健福祉部

## 目 次

1. 生活保護ケースワーカーにおけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査概要	
（1）調査目的	1
（2）調査概要	1
2. 生活保護ケースワーカーにおけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果	
（1）ヤングケアラーの認識について	1
（2）ヤングケアラーと思われる子どもの状況	2
（3）ヤングケアラーと感じる子どもの情報提供について	6
（4）ヤングケアラーである対象者に求められるサポート	6
（5）ヤングケアラー支援で注意すべき点	7
（6）ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところ	7
（7）ヤングケアラー支援について取り組んでいること、今後取り組めそうなこと	7
（8）ヤングケアラー支援についての課題や困りごと（その他、自由意見）	7

## 1. 生活保護ケースワーカーにおけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査概要

### (1) 調査項目

ヤングケアラーについての認識やヤングケアラーと思われる子どもの有無、ヤングケアラーと思われる子どもの状況、支援の方法・つなぎ先など、生活保護ケースワーカーにおけるヤングケアラーとの関わりの現状を把握するとともに、今後の支援策の検討につなげるための質問を行った。

### (2) 調査方法

県内の福祉事務所で生活保護ケースワーカーの職にある方全員に対し、Web アンケート方式により回答を依頼した。

◆調査期間：令和3年12月10日～12月28日

◆回収状況：有効回答数47（対象者数228 回収率20.6%）

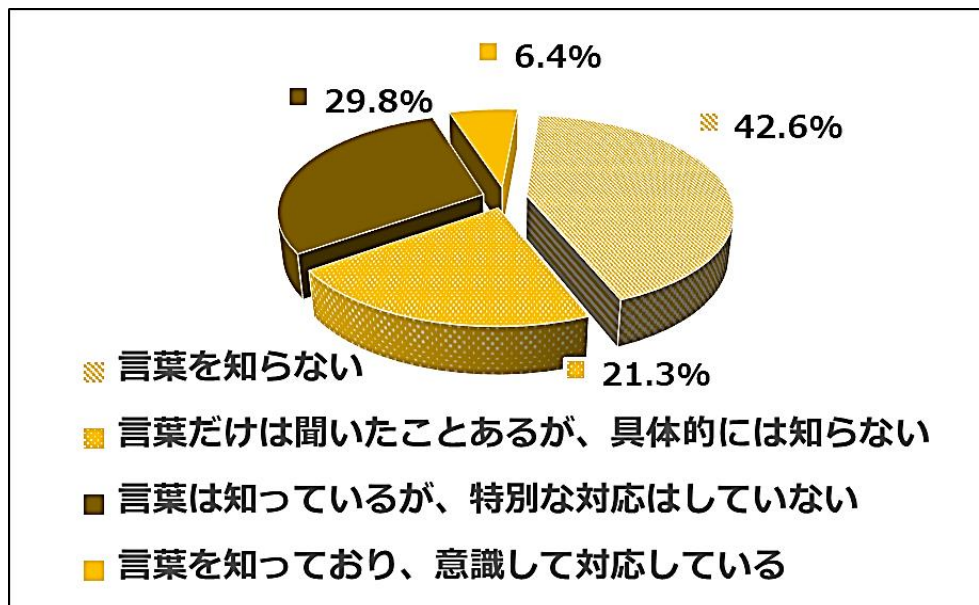
## 2. 生活保護ケースワーカーにおけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

### (1) ヤングケアラーの認識について

ヤングケアラーについての認識の程度

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているか聞いたところ、「言葉を知らない」が最も多い42.6%で、「言葉だけは聞いたことあるが、具体的には知らない」の21.3%と合わせると、言葉やその内容を知らない職員は6割以上となっている。

図表1 ヤングケアラーという概念の認識の有無

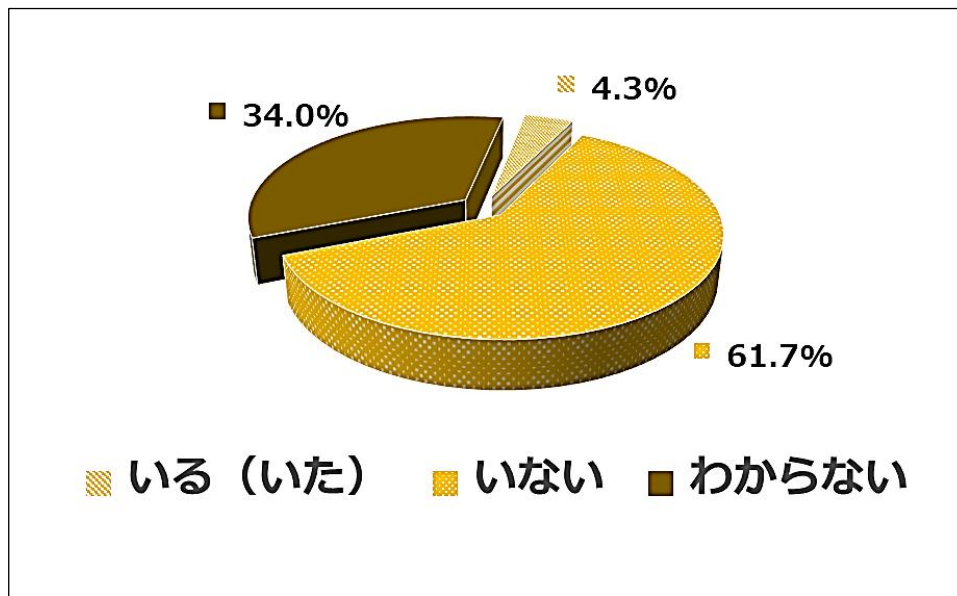


## (2) ヤングケアラーと思われる子どもの状況

### ① ヤングケアラーと思われる子どもの有無

関わった家庭の中で、ヤングケアラーと思われる子どもはいるか（過去にいたか）を聞いたところ、「いる（いた）」が4.3%（2名）、「いない」が61.7%、「わからない」が34.0%となっている。

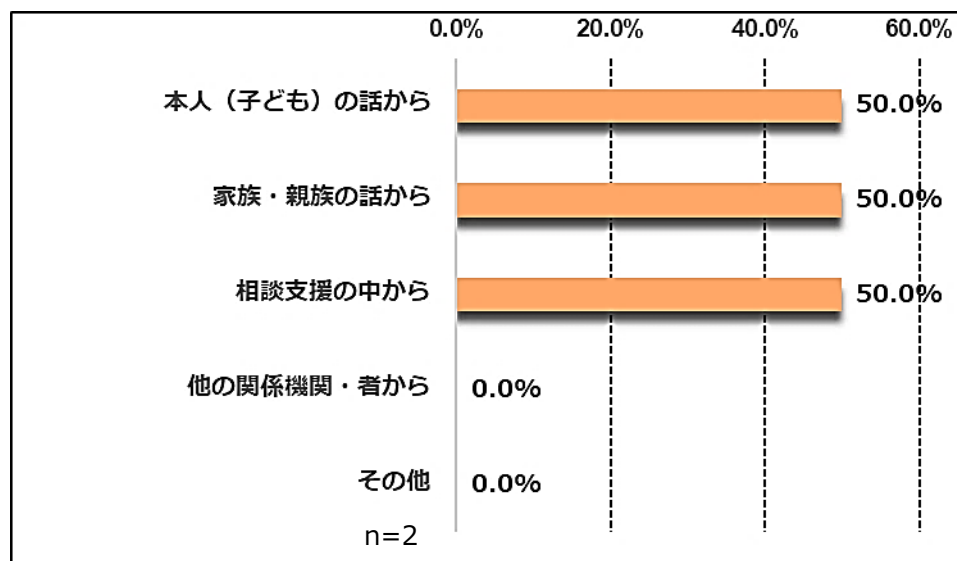
図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無



### ①-1 「ヤングケアラーと思われる子どもに気づいたきっかけ （①で「いる（いた）」を選択した場合に回答）

気づいたきっかけを聞いたところ、「本人（子ども）の話から」「他の関係機関・者から」「相談支援の中から」との回答があった。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもに気づいたきっかけ（複数回答）



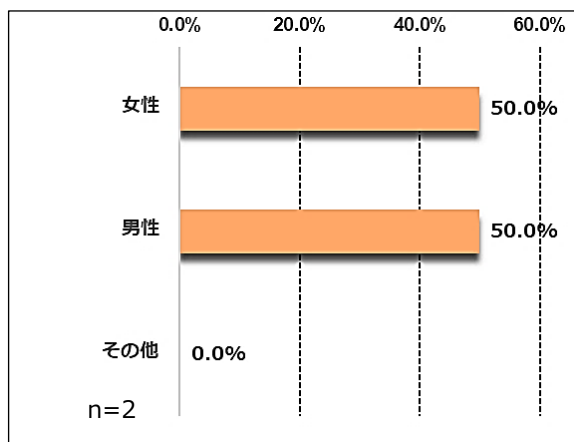
### ①-2 ヤングケアラーの状況について

(①で「いる(いた)」を選択した場合に回答)

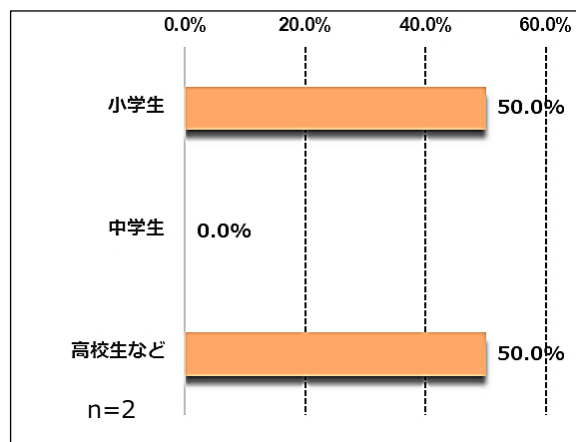
直近のケースにおける子どもの状況について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

図表4 ヤングケアラーの状況(複数回答)

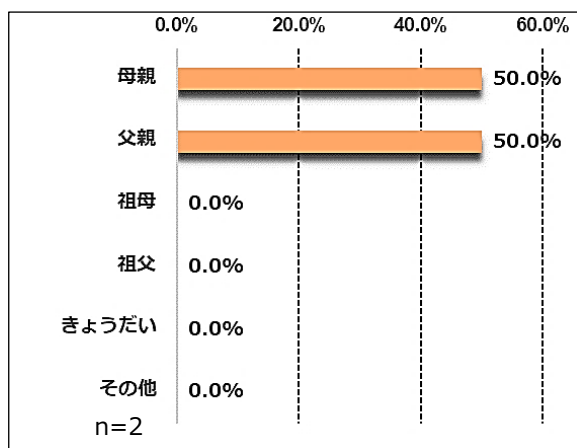
<性別>



<年代>

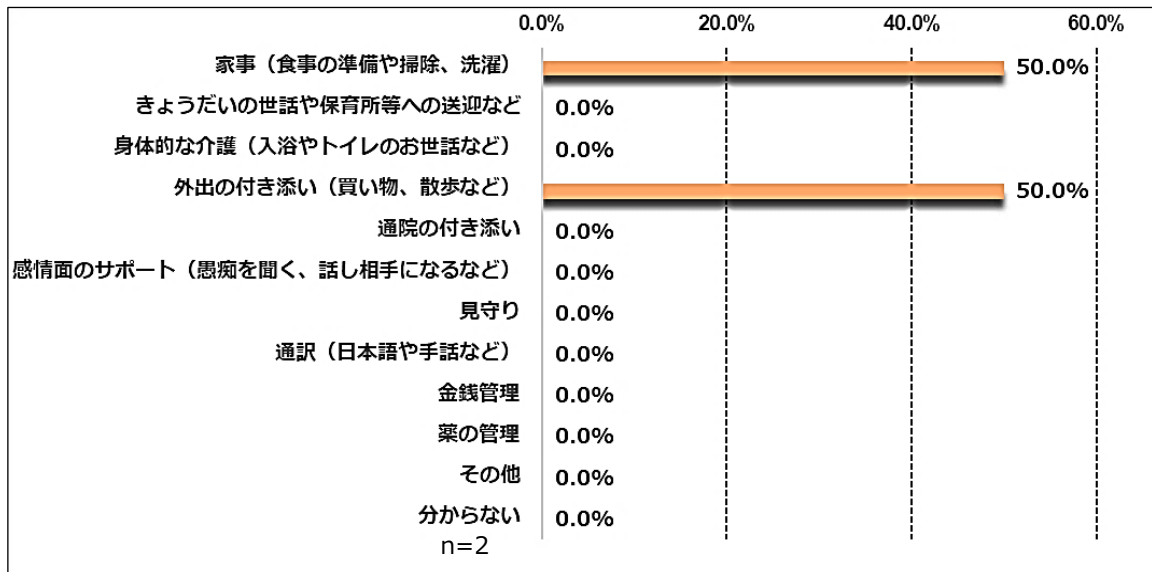


<ケアをしている相手>



<ケアをしている(していた)内容>

「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が1ケース、「外出の付き添い(買い物、散歩など)」が1ケースあった。



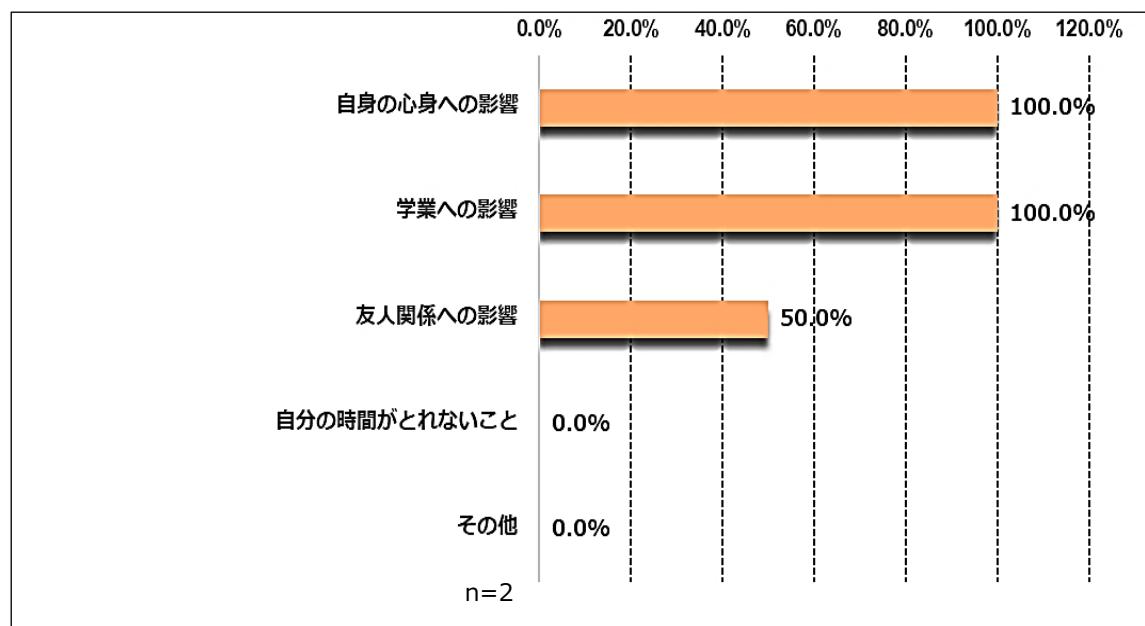
### <ケアの具体的な状況>

回答は以下のとおり。

- ・父（60歳代）、長男（17歳）、長女、二女、三女の5人父子世帯。父は仕事も家事もせず、長男が買い物・料理・洗濯等を行っている。
- ・小学生女兒が、手が震えて文字が書けない母親に付き添ってきて、申請書などに記入している。

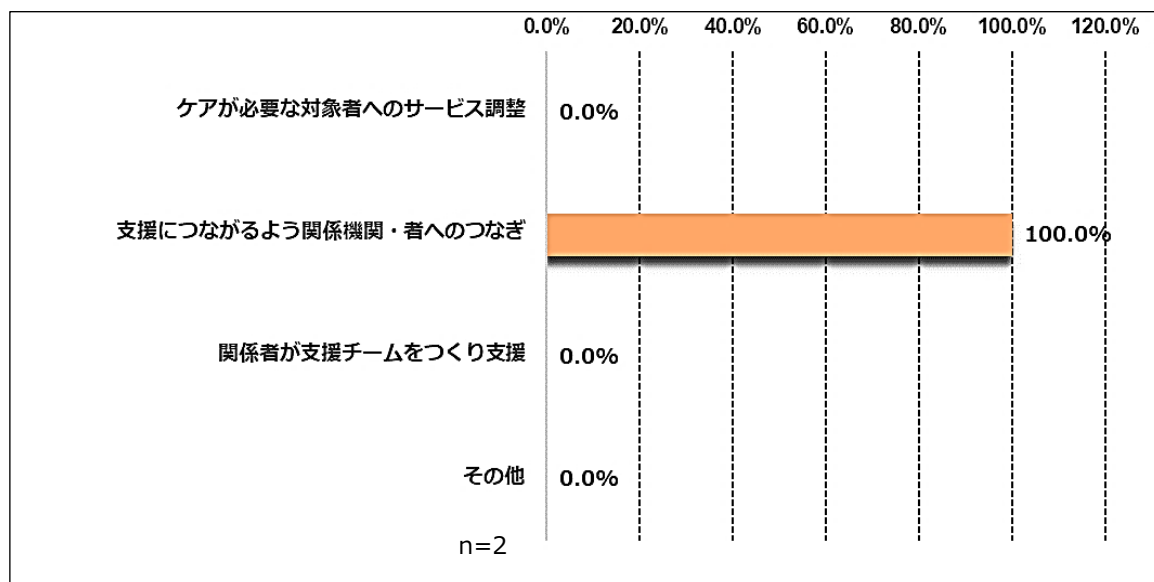
### <ケアを担うことによる自身の生活への影響>

いずれのケースにおいても、「自身の心身への影響」、「学業への影響」が見られたほか、1ケースでは、「友人関係への影響」もあった。



＜ヤングケアラーと思われる子どもへの支援の内容＞

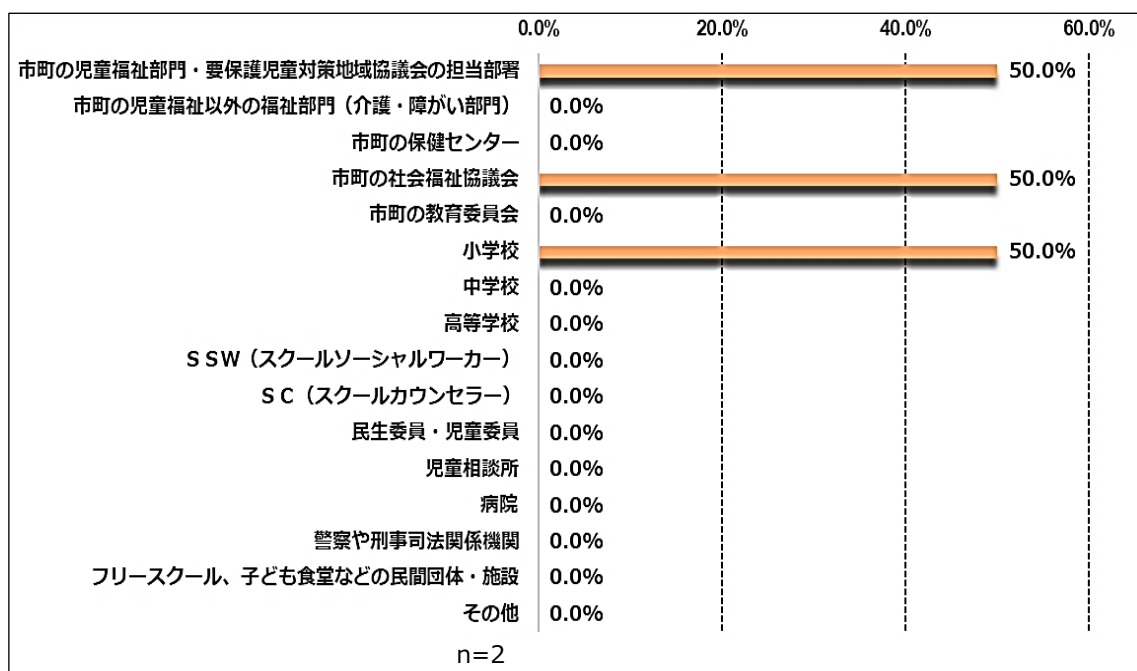
いずれのケースでも、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」を行ったとの回答があった。



＜具体的なつなぎ先＞

（上の質問で「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」と選んだ場合に回答）

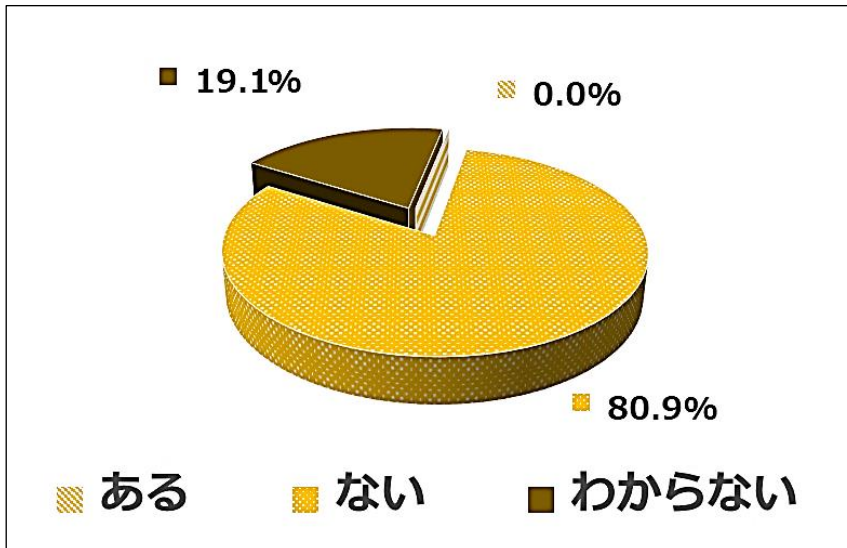
「市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会の担当部署」、「市町の社会福祉協議会」のほか、「小学校」もあり学校への情報提供も見られた。



(3) ヤングケアラーと感じる子どもの情報提供について

ヤングケアラーと感じる子どもについての関係機関・者からの情報提供等の有無  
関係機関・者から情報提供等を受けたことがあるか聞いたところ、「ある」との回答  
はなく、「ない」が80.9%、「わからない」が19.1%であった。

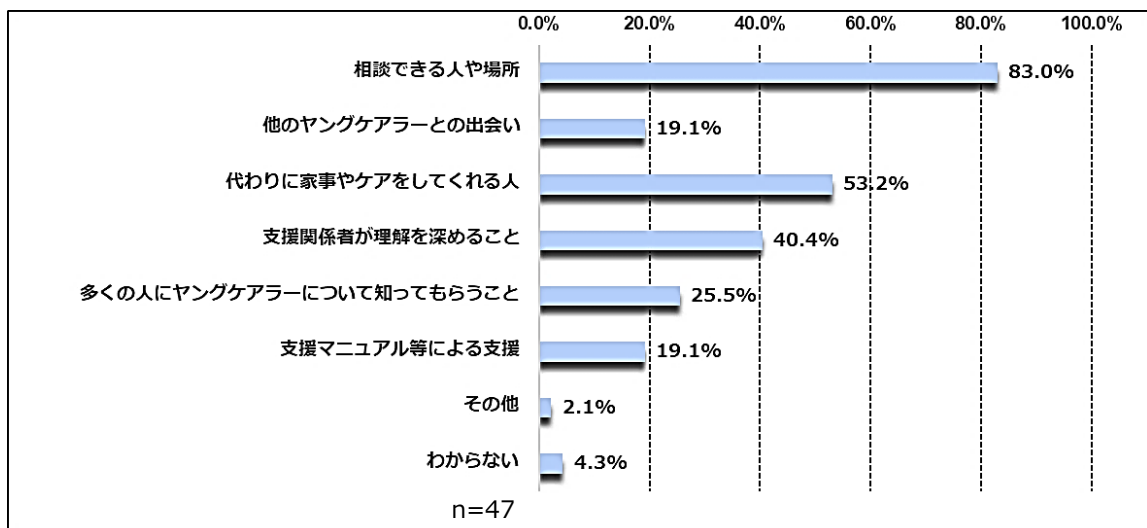
図表5 ヤングケアラーと感じる子どもについての関係機関・者からの情報提供等の有無



(4) ヤングケアラーである対象者に求められるサポート

ヤングケアラーである対象者に求められるサポートは何か聞いたところ、「相談できる人や場所」が最も多い83.0%、次いで、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が53.2%、「支援関係者が理解を深めること」が40.4%となっている。「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」も25.5%あり、対象者の相談機会の充実や家庭への家事等の支援のほか、支援関係者や一般県民に対する周知・啓発が求められている。

図表6 ヤングケアラーである対象者に求められるサポート（複数回答）





(5) ヤングケアラー支援で注意すべき点

代表的な回答は以下のとおり。

- 支援者の対応によりかえって子どもに負担をかけないように注意すべきである。
- 子どもが誰かに相談できるという体制づくり、学校等を通じた周知。
- ケアする子どもとケアされる家族双方に適切な支援が行き渡るようにすること。
- 支援者の態度や言動により、親や家族が非難されたと感じて子ども自身が苦しむことのないよう十分に配慮する。
- 関係者の介入が親からヤングケアラーに対する DV 等のトリガーとならないように留意する。
- 支援者がヤングケアラーを救うために正確な状況把握、当事者が抱える困難への共感と理解を深めること。
- ヤングケアラーの価値観を大切にし、一般的な価値観を押し付けないよう配慮する必要がある。
- 支援者とコミュニケーションをとり、相談しやすい関係をつくる。
- 知られたくない部分もあるはずなので、配慮しながら支援する。

(6) ヤングケアラー支援のための民間の連携先で考えられるところ

回答は以下のとおり。

- 社会福祉協議会
- 子ども食堂

(7) ヤングケアラー支援について取り組んでいること、今後取り組みそうなこと

回答は以下のとおり。

- 勉強会の実施

(8) ヤングケアラー支援についての課題や困りごと（その他、自由意見）

回答は以下のとおり。

- ケースワーカーが把握できていないケースもある。なるべく現状の把握に努めたい。